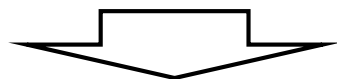


その他の病院及び有床診療所に係る 対応方針協議の進め方について

令和5年(2023年)11月 熊本県有明保健所

- 今般、令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が認識されたことや、医師の時間外労働の上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組みを進めることが重要であることに追加的に留意し、2022年度(令和4年度)及び2023年度(令和5年度)において具体的対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。
- これまで公立・公的・民間医療機関においては、2025年を見据え、構想区域において担うべき医療機関としての役割や、医療機能ごとの病床数を含んだ具体的対応方針を検討いただき、それぞれの地域調整会議で協議・合意いただいていたところ。



令和4年度の具体的な取組み

- 本県では、まず、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証（令和元年度）」の対象となった医療機関※1の具体的対応方針の検証を引き続き進め、地域調整会議で協議する。

※1：協議未了の熊本市立植木病院、宇城市民病院、国立病院機構熊本南病院、小国公立病院

- 上記以外の公立・公的医療機関、民間病院及び有床診療所については、追加的に示された留意事項を踏まえ具体的対応方針の検証（公立病院は「公立病院経営強化プラン」の策定）に着手する。検証後、平成30年度以降実施してきた協議の進め方※2に沿って、地域調整会議において決定する協議方法・協議順序に基づき、令和5年度にかけて順次協議を行う。

※2：「政策医療を担う中心的な医療機関等」は統一様式により、その他の民間病院及び有床診療所については、地域調整会議で決定する方法（病床機能報告結果を一覧にした資料により一括して協議する等）により協議する。（P19, 20参照）

- 「その他の病院及び有床診療所」の協議は、「統一様式」又は準じる様式※¹による協議のほか、病床機能報告結果を一覧にした資料を用い、一括※²して行うこともできることとする。

※1 今後の担うべき役割や診療科、病床数等を含む。

※2 一括協議を行う医療機関の範囲は、地域調整会議で決定する。

- 上記に関わらず、過剰な病床機能への転換、非稼働病床を有する医療機関については、医療法や通知に基づき、個別に協議する。

○ 従前の「統一様式」及び一覧等に、**新たな留意事項**を追加で記載したうえで、再検証する。

区分	政策医療を担う中心的な医療機関等	その他の病院及び有床診療所
協議方法	個別説明（「統一様式」）	地域調整会議で決定する方法 ⇒ <u>一覧を用いて一括して協議</u>
時期	令和4～5年度	令和5年度
項目	➤ 医療機関や構想区域の現状と課題 ➤ 地域において今後担うべき役割 ➤ <u>新興感染症への対応</u> ➤ <u>医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策</u> ➤ 病床機能ごとの推移（現状、2025年） ➤ 診療科の推移 ➤ 病床稼働率や紹介率・逆紹介率（数値目標）	➤ 地域において今後担うべき役割 ➤ <u>新興感染症への対応</u> ➤ <u>医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の確保対策</u> ➤ 病床機能ごとの推移（現状、2025年※） ＝病床機能報告を活用 ※ 病床機能報告では任意であるため、必要に応じて聞き取り等 ➤ その他地域調整会議が必要と認める項目

令和4年度

令和5年度

地域調整会議

8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

10/27
第9回
会議2月頃
第10回
会議

①

6～7月
第11回
会議

①～②

10～11月
第12回
会議

②

2月頃
第13回
会議

②

- ・医療機関の具体的対応方針の協議方法及び協議順序等

①政策医療を担う中心的な医療機関

- ・荒尾市民病院
- ・くまもと県北病院
- ・和水町立病院

②その他の病院及び有床診療所

③その他、必要事項

- ・「紹介受診重点医療機関」の決定
- ・地域医療支援病院の新たな責務、等

- 政策医療を担う中心的な医療機関から統一様式を用いて協議する。
- その後、その他の病院及び有床診療所について、病床機能報告等を活用した一覧を用いて一括して協議する。